

皇女総覽（二十七）—濃子内親王、勝子内親王（文徳天皇皇女）—

皇女研究会

文徳天皇の皇女、濃子内親王と勝子内親王の生母は滋野貞主の次女奥子である。奥子には縄子という姉が一人おり、仁明天皇の後宮に入侍し、本康親王、時子内親王（斎院）、柔子内親王を生んだ。縄子は『続日本後紀』には「侍女」と記されてい るために当初は女官として宮中に上がり、後に後宮に入ったのではないかと考えられる¹。縄子と所生の皇子女については、皇女総覽（十六）「瞿麦」第十四号に考察を掲載した²。

さて、奥子は仁明天皇の皇子である道康親王、後の文徳天皇の後宮に入り、濃子・勝子両内親王を儲けた。両内親王の外祖父にあたる滋野貞主については、前述の皇女総覽（十六）で詳述してあるため、ここでは簡単に触れておく。滋野貞主は承和九年（八四二）秋に参議となり、公卿に列した。また『秘府略』や『文華秀麗集』『内裏式』の編纂に加わるなど、豊かな学識を備えた政治家であった。『文徳天皇実録』に記された長大な

卒伝には、人望が厚く、その病に際しては帝から医師や薬が下賜されたが、仁寿二年（八五二）六十八歳で亡くなつたことが記されている³。

この貞主の長女縄子が仁明天皇に入侍した時期は所産の皇子の年齢からいって、仁明天皇が十四歳で元服した弘仁十四年（八二三）から五年以内と考えられ、天皇よりは数年、年長であつたと考えられる⁴。

一方、妹の奥子は仁明皇子である文徳天皇の後宮に入ったことから、姉縄子とは年がやや離れていたと考えられる。奥子所生の惟彦親王は、文徳天皇の第三皇子であつた。没年から逆算すると嘉祥三年（八五〇）生まれとなる⁵。文徳天皇の第四皇子であつた惟仁親王（清和天皇）は嘉祥三年（八五〇）三月二十五日、外祖父良房の一条第で誕生し、同年十一月に生後八ヶ月で三人の兄を越えて立坊された。したがつて惟彦親王の誕生

は嘉祥三年（八五〇）一月から三月二十四日以前という」とになる。惟彦親王と濃子内親王・勝子内親王の出生の先後関係は不明であるので、濃子・勝子両内親王の方が先に生まれている可能性を考慮すると、奥子が文徳天皇のもとに入ったのは、早く文徳天皇が元服した承和九年（八四二）、遅くとも嘉祥二年（八四九）頃と推定される。また姉繩子が「女官」であったとすれば、奥子にもその可能性が考えられる。

弘仁十四年（八二三）	仁明天皇元服	仁寿二年（八五二）二月	滋野朝臣貞主卒
天長四年（八二七）	皇子道康（文徳天皇）誕生	天安二年（八五八）八月	文徳天皇崩御
嘉祥元年（八四八）	道康親王（文徳天皇）元服 道康親王（文徳天皇）立坊	貞觀十三年（八七二）七月	貞觀十三年（八七二）七月
嘉祥二年（八四九）	第一皇子、惟喬親王（紀静子所生）誕生	延喜元年（九〇一）十二月	本康親王（仁明皇子）薨
	第二皇子、惟條親王誕生（紀静子所生） ⁶	延喜二年（九〇一）九月	濃子内親王薨
嘉祥三年（八五〇）	第三皇子、惟彦親王誕生	元慶七年（八八三）正月	惟彦親王薨（年三十四）

奥子は父貞主の卒伝に「少女奥子頗有風儀。闇訓克脩。爲天皇所幸。生惟彦親王。濃子内親王。勝子内親王。」と記される。「頗ぶる風儀あり」とは、容姿あるいは態度が立派であったと

いうことであり、「闇訓（こんくん）、克く脩める」の「闇訓」とは、『大漢和辞典』によれば、「壺訓（こんくん）」と同義である。意味は婦人の良い教えということであるので、婦人として節度があつた、つまりは婦徳があつたということになる。それ故に帝寵があり、三人の皇子女を生んだ。文徳天皇の後宮には、藤原明子をはじめ藤原多賀幾子、紀静子等々の多くの女性更衣がいたが、奥子所生の皇子が第三とされることからいつて、第一、第二皇子を生んだ紀静子とともに入侍は早かつたはずである。

貞主は節度をもつた有能な官吏であり、二人の娘を後宮に入れてはいるが、藤原氏と対立するようなことはなかつたようである。紀静子所生の第一皇子惟喬親王が立太子をめぐつて、眞偽はともかく惟仁親王と争つたという様々なエピソードが残るので対して、奥子所生の惟彦親王には、まったくそうした影はない。貞主は、仁寿二年（八五二）にまだ惟彦親王が三歳のときに六十八歳で亡くなつた。そのあとを継いだと思われる弟の貞雄も、娘を文徳天皇の後宮に納れてはいるが、所生の子女は源氏を賜姓されている。貞雄の卒伝には「殊迹無聞。爲性仁愛。與物無競焉。」と記され、性格が穏やかで、人と競い合うよう

なことはなかつたようである。貞主亡きあとは、この貞雄や繩子所生の本康親王などが、奥子所生の皇子女も後見したはずである。貞雄は惟彦親王が生まれた年には従四位下となり、その後、仁寿元年（八五一）に但馬守、貞觀元年（八五九）に摂津守、從四位上となつたが、同年十二月に卒去した。貞雄が亡くなつた翌年、貞主長女繩子所生の四品上総太守本康親王が弔正尹となつた。

濃子内親王と勝子内親王は同母姉妹なので、長幼の順は記載通りと考えられるが、亡くなつたのは妹勝子内親王の方がはるかに早く、貞觀十三年（八七一）八月三日である。姉の濃子内親王は、延喜二年（九〇一）九月十日薨去である。姉妹の生年は不明であるが、姉の濃子内親王が生母の入侍後まもなくの八四三年頃の生まれであるとすれば、濃子内親王は六十歳ほど、勝子内親王は年子としても、二十八歳ほどで亡くなつたことになる。

奥子所生の惟彦親王は貞觀九年（八六七）に十八歳で四品となつたが、元慶七年（八八三）正月に三十四歳で亡くなつた。薨時、四品中務卿兼大宰帥であつた。しかし繩子所生の本康親王は健在であり、翌元慶八年（八八四）には、一品兵部卿、同

年三月には式部卿となり、延喜元年（九〇一）十一月に六十八歳ほどの年齢で亡くなつた⁷。濃子内親王に先立つこと一年前である。すでに醍醐天皇の御代であつた。

濃子・勝子内親王が誕生する直前に起きた八四二年の承和の変、そして貞觀八年（八六六）の応天門の変は皇位繼承とそれに密接に関わる藤原氏の政権掌握へ至る不安定な時代であった。古代からの名族、紀氏や伴氏が衰退していく中、滋野氏所生の本康親王や惟彦親王の昇叙は特に問題もなく、順調であった。滋野氏は貞主の個人的な資質と天皇との関係によつて子女が後宮に入ったのであつて、氏としての勢力はなかつた。『文徳実録』や『三代実録』に名前があがる滋野朝臣のうち、貞主と近いと思われる滋野朝臣の動向を拾うと、善蔭は從五位下・大宰少貳（『文徳実録』仁寿三年（八五三）正月十六日条）、善根は少納言兼侍従・從四位下（『三代実録』元慶七年（八八三）正月七日条）、恒蔭は大外記・從五位下（貞觀十年（八六八）正月七日条）、また名草宿根から同祖として滋野朝臣となつた安城は美濃守・從五位上（『三代実録』貞觀十年六月十一日条）、安城の息子、良幹は、備後介（『三代実録』仁和三年（八八七）二月十七日条）であり、これらの官人の中で、善根が從四位下

まで昇つたが、あとは、從五位クラスにとどまつた。滋野氏の中で、突出した官人であつた貞主、その娘たち、そして弟の貞雄のいずれもが、性格が穏やかであり、節度があつたと記されている。これは、貞主も貞雄もあるいは滋野氏の立場を十分に理解し、政争に巻き込まれないよう、万全の注意を払つていたとも解すことができるのではないだろうか。濃子内親王と勝子内親王については名前と薨去の年がわかるのみである。

余談となるが、滋野氏はこの貞主、あるいは貞雄に連なると思われるものが、後に信濃国に土着したようである。伊豆守滋野信幸について、新井白石（一六五七—一七二五）は『藩翰譜』第九上の真田氏の項目において、「伊豆守滋野信幸は信濃国の住人海野小太郎幸恒が後とぞ聞えける」とし、海野氏がその祖を清和天皇の皇子、貞秀親王としていることは誤りであると指摘している。海野氏の系図によれば、清和天皇の御子、貞秀親王が信濃國海野白取の庄に下り、亡くなつたのちに、白取明神および滋野天皇といったという。この親王の御子が滋野を姓として、海野氏の祖となつたというものである。白石は、清和天皇に貞秀親王なる皇子は存在しないことから、滋野貞主および貞主の外孫である本康親王、惟彦親王の事を誤つて伝えたので

（一 文字 昭子）

あらうかと考察した。白石によれば、この海野小太郎幸恒から二十七代孫、小太郎幸隆のときには真田庄に住んだことから、真田弾正忠を名乗り、後、徳川に従つて、沼田城を安堵された。明暦二年（一六五六）に叙爵され、弾正忠となつた滋野信澄は、信幸の嫡孫にあたるとのことである。

●注

¹ 天長十年（八三三）五月二十九日条「皇子年六歳者殤焉。侍女滋野氏所産育也」

² 「瞿麦」第十四号（平成十三年十一月三十日・瞿麦会）「皇女総覽（十六）時子内親王、柔子内親王、高子内親王（仁明天皇皇后女）（皇女研究会）

³ 仁寿二年（八五四）二月八日条

⁴ 皇女総覽十六による

⁵ 『三代実録』元慶七年（八八三）正月二十九日条「四品守中務卿兼大宰帥維彦親王薨、不任縁葬之諸司、以喪家苦辭也、天皇不視事三日、親王者、文徳天皇第三子也、母滋野朝臣氏、參議正四位下貞主之女也、年三十四」

⁶ 惟條親王の生年については、『本朝皇胤紹運録』の薨年「惟條親王（四品上上総守、貞觀十九十四薨、廿一）。母同」では八五七年生まれとなつてしまい、『三代実録』卷十五、九月

●史料 文頭の数字は西暦、（）内は筆者による。

【濃子内親王・勝子内親王】母、滋野奥子（貞主女）／同母兄弟、惟彦親王／最終位、無品

十四日条「四品惟條親王薨。帝不視事三日。親王者。文徳天皇第一子也。母從五位上紀朝臣靜子。正四位下名虎之女也。薨時年廿三。」では八四六年生まれとなつてしまい、いすれも不審である。惟高親王と同母で、かつ第二皇子であることから、誕生は、八四九年頃であると思われる。

⁷ 「瞿麦」第十四号（平成十三年十一月）「皇女総覽（十六）」

852 『文徳実録』卷四・仁寿二年（八五一）二月八日条

乙巳。參議正四位下行官内卿兼相摸守滋野朝臣貞主卒。貞主者。右京人也。曾祖父大學頭兼博士正五位下檣原東人該通九經。号爲名儒。天平勝寶元年爲駿河守。于時土出黄金。東人採而獻之。帝美其功曰。勤哉臣也。遂取勤臣之義。賜姓伊蘇志臣。父尾張守從五位上家譯。延暦年中賜姓滋野宿祢。貞主身長六尺二寸。

雅有度量。涯岸甚高。大同二年奉文章生試及第。弘仁二年爲少內記。六年轉爲大內記。十一年授外從五位下。兼爲因幡介。十二年授從五位下。遷爲圖書頭。因幡介如故。十四年。仁明天皇初在儲之日。遷東宮學士。因幡介如故。天長八年。勅與諸儒撰集古今文書。以類相從。凡有一千卷。名秘府略。九年兼爲下總守。太子登祚之初。拜內藏頭。下總守如故。數月遷爲宮內大輔。承和元年。授從四位下。兼爲相摸守。二年遷爲兵部大輔。六年兼爲大和守。七年遷爲大藏卿。大和守如故。八年罷大和守。兼讚岐守。九年遷式部大輔。讚岐守如故。其秋拜參議。十一年春。捨城南宅爲伽藍。名慈恩寺。貞主坐禪之餘。歷遊其間。時人慕之。其夏。上表讓式部大輔。不許焉。十二年陳便宜十四事。事多不載。議亦不行。嘉祥二年春兼尾張守。于時大宰府吏多不良。衰弊日甚。貞主上表曰。夫大宰府者。西極之大壞。中國之領袖也。東以長門爲關。西以新羅爲拒。加以九國一嶋。郡縣闕遠。自古至今。以爲重鎮。夫謀事必就祖。發政占古語。因檢舊記。大唐高麗新羅百濟任那等。悉託此境。乃得入朝。或緣貢獻之事。或懷歸化之心。可謂諸藩之幅湊。中外之關明者也。因茲有德爲帥貳。才良爲監典。若無其人。選取弁官式部。頃年以來。絕而不行。近得飛語云。彼吏或擊目閉口。似避時之人。或忘耻貪財。

自古至今。以爲重鎮。夫謀事必就祖。發政占古語。因檢舊記。大唐高麗新羅百濟任那等。悉託此境。乃得入朝。或緣貢獻之事。或懷歸化之心。可謂諸藩之幅湊。中外之關明者也。因茲有德爲帥貳。才良爲監典。若無其人。選取弁官式部。頃年以來。絕而不行。近得飛語云。彼吏或擊目閉口。似避時之人。或忘耻貪財。

871『三代實錄』貞觀十三年（八七一）八月三日条
三日丁丑。釋奠。停講論宴飲。以勝子内親王薨後。輟朝三日之限在此日也。

902『日本紀略』延喜二年（九〇一）九月十日条
十日丁未。濃子内親王薨。文德天皇々女也。

*『帝王編年記』文德天皇の項・皇女の欄
皇女儀子内親王、恬子内親王（母同惟喬）、述子内親王（母同上）について記述。濃子内親王（母同維彥）　勝子内親王（母同上）
維彥親王（母奥子參議滋野貞主女四品中務卿）

*『一代要記』（改定史籍集覽所収）文德天皇の項・皇女の欄
恬子（母紀靜子）・掲子（斎院）・珍子（）について掲載。
濃子内親王（延喜三年九月十日薨）　勝子内親王（貞觀十三年七月二十八日薨）

爲聚斂之吏。府司國宰莫不悲傷。若如此不變。恐噬齋不及。臣聞此語。心神罔措。雖此之飛語有何信據。而臣子之理。何不預憂。又聞。少貳從五位下小野朝臣恒柯。筑前守從五位下紀朝臣今守。有意執論。無力矯枉。未審虛實。唯得耳剽。臣不勝血誠。伏觸逆鱗。言詞切直。默止不省。其秋爲宮内卿。三年夏授正四位下。兼爲相摸守。仁壽二年春毒瘡發唇吻。詔賜醫藥。中使相望於路。道俗來問者。日屬街巷填咽。遺戒子孫云。殯斂之事。必從儉薄。徂歿之後。子孫齋供而已。卒于慈恩寺西書院。時年六十八。時人知與不知。莫不流涕愍惜。貞主天性慈仁。語恐傷人。推進士輩。隨器汲引。長女繼子。心至和順。進退中規。仁明天皇殊加恩幸。生本康親王。時子内親王。柔子内親王。少女奧子頗有風儀。闡訓克脩。爲天皇所幸。生惟彥親王。濃子内親王。勝子内親王。時人以爲。外孫皇子。一家繁昌。乃祖慈仁之所及也。

871『三代實錄』貞觀十三年（八七一）七月二十八日条
廿八日壬申。天皇於綾綺殿前。覽相摸。是日。无品勝子内親王薨（云々）。不任緣葬諸司。天皇不視事三日。文德天皇女。母參議滋野朝臣貞主女也。

*『皇代記』文德天皇の項・皇女の欄
儀子内親王、恬子内親王、述子内親王、濃子内親王、勝子内親王、礼子内親王、揚子内親王、晏子内親王、惠子内親王、珍子内親王

*『本朝皇胤紹運錄』
濃子内親王（母同惟彥）〔頭注〕又云、延喜三年九月十日、濃子内親王薨
勝子内親王（母同）〔頭注〕三代實錄、貞觀十三年七月廿八日、
无品勝子内親王薨